

公共下水道の整備に関する開発者負担要綱の運用基準について

(取扱い注意)

改正 平7.4.1, 平11.4.1

(目的)

第1条 この基準は公共下水道の整備に関する開発者負担要綱(昭和58年5月1日施行,以下「要綱」という。)第10条の規定に基づき,要綱の運用について必要な事項を定める。

(開発者負担金の算出方法)

第2条 要綱第6条別表及びただし書の負担金の算出方法は,次のとおりとする。

(1) 住宅以外の非居住施設については,1日最大給水量を次の算式により算定する。

注①	注②	注③
延床面積 (m ²)	× 57 (%)	× 利用人員 (人/m ²) × 1人1日使用水量 (ℓ)

注① 延床面積に対する有効床面積の割合 (%) である。ただし,実際の有効床面積と上式の有効床面積とに相当の差がある場合は,別の取扱いをすることができる。

注②.注③ 上式により水量計算する場合のみ,下表の有効床面積当たり利用人員 (人/m²) 及び1人1日最大給水量 (ℓ) を使用する。

建 物 種 別	有 効 床 面 積 当 たり 利 用 人 員	1 人 1 日 最 大 給 水 量	備 考
一般ビル,事務所等	0.2 (人/m ²)	100 (ℓ)	一般店舗,会館,集会所, 管理人室(25m ² 未満) 官公署等
飲 食 店 等	3.3 "	30 "	飲食店,喫茶店等

※ 利用定数の定められた施設及び学校その他の非住宅については,別途に算定することができる。

(2) 負担金の算出にあたっては,前号により算定した1日最大給水量につき
1 m³ 当り負担金を乗じて算出する。

(別表1にかかる負担金)

負担金種別	1 m ³ 当り負担金
公共下水道接続型処理場建設負担金	190,000円
浄化槽設置型処理場建設負担金	95,000円
汚水管路建設負担金	90,000円

2 前項により負担金を算出することが、著しく不相当と認められる建築物(工場, 倉庫, 商品展示場, ガソリンスタンド等)の負担金の算出方法については, 敷地面積及び土地利用形態等を勘案して決定するものとする。

3 前項により負担金を算出する場合の汚水排水計画人口は, 1ヘクタール当り110人により算出するものとする。

(地形的困難地区の負担金)

第3条 地形的に自然流下によって公共下水道に接続することが不可能な区域において, 本市と開発事業の施行者との協議により開発区域内にポンプ施設を設置して公共下水道へ接続する場合の負担金等の取扱いはつぎのとおりとする。

(1) ポンプ施設は排水設備とし, 開発区域内に施行者の負担において設置するとともに維持管理を行うものとする。

(2) ポンプアップした汚水を既設公共下水道へ接続するために圧送污水管が必要な場合は, 原則として施行者の負担とする。この場合公道に布設されるものについては市が施設を引き継ぎ管理する。

(3) 第1号及び第2号により公共下水道へ接続するとき, 直接放流する場合は別表1の負担金から, 第1号及び第2号の工事費(本市が相当と認める額)を減額することができるものとする。

(施設の移管等)

第4条 要綱第8条に定める施設の移管に関する事項は, 開発事業の施行者において行うものとする。ただし, 第4条第2項第3号に該当する場合で開発事業の施行者が倒産等により行うことが困難と本市が認める場合はこの限りでない。

(その他)

第5条 この運用基準の解釈について疑義が生じた場合は, 建設局長が定める。

附 則

この運用基準は, 昭和60年7月1日から施行する。

附 則

この運用基準は, 平成7年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は, 平成11年4月1日から施行する。